

保連発 1006 第 1 号  
令和 2 年 10 月 6 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 殿  
地方厚生（支）局長 殿

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた  
費用の請求等における押印省略について

保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等については、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成 22 年 7 月 30 日保総発 0730 第 2 号)にて通知された「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」(以下、「取扱要領」)に沿って運用されているところである。

今般、社会全体として書面・押印・対面からの脱却を進めている<sup>\*</sup>ことを踏まえ、「取扱要領」における別添資料においても、オンライン申請を可能とする趣旨で、以下の修正を行ったため通知する。

- 押印欄の削除
- 各別添資料の作成要領に、「本届出をオンライン申請する場合は、前項までに準じるものとする」との項目を新設

なお、オンラインでの申請方法は、当面の間、オンライン資格確認に関する「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)で行うオンライン資格確認の利用申請の中で、当該申請と同時に届け出る場合に限る。これ以外の方法で申請する場合は、従前の方法を踏襲するため留意する

こと。

これらについて、関係者への周知をよろしくお取り計り願いたい。

(※) 令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、「第3章『新たな日常』の実現」において、「書面・押印・対面主義からの脱却等」が記載されている。